



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 14 日(金)
第 8 0 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (736) (指導管理課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (737) (福祉保健課) 2
	地域森林計画の決定予定 (738) (林政課) 3
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (739・740) (〃) 3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (741) (水産課) 4
	介護老人保健施設の開設の許可 (742) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (743) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 5
	生産事業者講習会の実施 (〃) 7
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 8
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (〃) 8
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 9

告 示

鳥取県告示第736号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
466	株式会社島根銀行鳥取駅南支店	名称	株式会社島根銀行鳥取駅南支店	株式会社島根銀行鳥取支店鳥取駅南出張所	平成20年7月1日

鳥取県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	平成20年10月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホーム北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成20年10月1日
〃	〃	介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	〃	〃

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホーム北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成20年10月1日

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日

社会医療法人仁 厚会	倉吉市山根43	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123 - 1	平成20年10月 1 日
---------------	---------	--------------------------	--------------------	-----------------

鳥取県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成20年11月14日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成20年11月14日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成20年11月14日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第741号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取淀江加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	介護老人保健施設わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1	平成20年11月 1日

鳥取県告示第743号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月14日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパーステー ション西福原	米子市米原七丁目2ー 21	居宅介護、重 度訪問介護	平成20年11月 1日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月26日付鳥取県告示第654号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小原 文市	西伯郡大山町今在家字猫坪谷878
秋田 竹子	西伯郡大山町赤松字鍋山1701の27
本伊 民蔵	西伯郡大山町赤松字門野563の3
〃	西伯郡大山町赤松字門野563の9
〃	西伯郡大山町赤松字門野563の13
小原房次郎	西伯郡大山町豊房字向林ノ一1933
〃	西伯郡大山町豊房字上開林1922の2
〃	西伯郡大山町豊房字上開林1923
花房 権一	西伯郡大山町豊房字上開林1927の2
〃	西伯郡大山町豊房字上開林1928の2

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡大山町大山字上ノ原148、豊房字清水原2045の1、字馬越背2062の6

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月24日付鳥取県告示第643号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

稲田 春彦	西伯郡南部町鶴田字小原山ノー1332の1
永井 哲郎	〃
遠藤うめの	〃
岡田 しの	〃
加藤 儀一	〃
吉村 遠里	〃
兼次 つる	〃
細田 善茂	〃
赤井 武夫	〃
赤井 米重	〃
谷本 晴重	〃
藤沢 忠雄	〃
野口 耕	〃

野口 章	〃
野口 一甫	〃
野口 政秋	〃
野口 隆弘	〃
野口 隆治	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成21年1月16日(金)午前9時から午後4時まで

(2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林総合研究所林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成20年12月19日(金)までに住所地を所管する総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名	住所	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
足立義明	岩美郡岩美町 大字真名374	岩美郡岩美町大 字浦富字坊谷 3081-58の一部 (9,941.69平方 メートル)	風化花崗岩 (122,858.48立 方メートル)	平成20年10月28日 から平成23年10月 27日まで	平成20年10月28 日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東 園字五輪ヶ峰 626-2外4筆 (4,690平方メ ートル)	砂 (17,057立方 メートル)	平成20年10月22日 から平成21年10月 21日まで	平成20年10月22 日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	

有限会社フ ォワード 代表取締役 郵上 修	鳥取市湖 山町北四 丁目701	鳥取市気高 町八束水字 短尾2707－ 162外4筆	平成20年7 月7日から 平成21年6 月30日まで	砂利採取 場の面積	4,955平方 メートル	7,843.07平 方メートル	平成20年10 月15日
--------------------------------	-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------	-----------------	--------------------	-----------------

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年11月14日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 講習の種別 経験者講習

(2) 受講対象者 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に掲げるもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習		平成20年12月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第34会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に住所を有する者
経験者講習		同月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226－4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に住所を有す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑